

業務管理体制の届出に関するQA

令和7年9月5日版

Q1 全施設届出を行う必要があるのか。

施設単位ではなく、法人単位で届出を行います。複数施設を持つ法人の場合は、法人で一枚の届出で大丈夫です。なお、子ども・子育て支援法の施行に伴い、全ての設置者・事業者は新規に届け出る必要があります。

Q2 法令遵守責任者の選任方法、基準等はあるか。

特に規定はありません。法令を遵守するための体制の確保に係る責任を果たすに適當だと思われる方を選任してください。

Q3 法令遵守責任者は、施設ごとに設置するのか。

法人で設置します。つまり、同一法人が運営する施設はすべて同じ法令遵守責任者です。

Q4 事業者が確認を受けている施設が20施設未満の場合、「規程の整備」と「監査の実施」については記入しなくてよいか。

「法令遵守責任者の選任」のみで大丈夫です。20施設未満の場合第17号様式の4と5については記入不要です。

Q5 法令遵守規程は全設置者が定める必要があるか。

運営する施設が20施設以上の設置者のみ必要があります。今回「業務管理体制整備規程（例）」を同封していますが、20施設未満の法人は届出の必要はありません。

Q6 法令遵守規程の施行日はいつにすればよいか。

平成27年4月1日で構いません。ただし、年度の途中で運営施設が20以上になった場合は、20を超えた日とします。

Q7 施設の数え方について。

子ども・子育て支援法上の確認を受けた施設等の数です。今回の届出は、子ども・子育て支援法に基づく届出であるため、児童養護施設や高齢施設は施設数には含めません。また、横浜保育室や認可外保育施設も施設数には含みません。

Q8 同一法人で介護施設を運営しており、すでに法令遵守責任者がいる。同一人物でもよいのか。

同一でも別でも可です。ただし、届出は必ず必要です。

Q9 施設番号とは何か。

事業所番号のことです。14で始まる13桁の番号で、請求に使っている番号です。

Q10 確認日とは何か。

子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付、地域型保育給付費の支給に係る施設、事業者として市町村から確認を受けた日になります。26年度以前から施設を運営している場合はみなし確認の日付を記入してください。

Q 1 1 施設が横浜市以外にもある場合の届出先と様式について。

- 法人が運営する子ども・子育て支援法に基づく確認施設が
- ・すべて神奈川県内にある場合は 神奈川県知事
 - ・神奈川県以外の都道府県にある場合は こども家庭庁長官

【こども家庭庁長官の場合】

メールアドレス：gyomukanritaisei@cfa.go.jp

※原則メールでご提出ください。各様式は押印不要ですが、設置者・事業者の規定により、押印した様式を提出する場合は、電子媒体を上記メールアドレスに送付したうえで、原本を下記の宛先に送付してください。

〒100-6090

東京都千代田区永田町霞が関3-2-5

こども家庭庁成育局保育政策課業務管理体制検査官

TEL 03-6858-0127

【神奈川県知事の場合】

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課 調整グループ

TEL 045-210-4666

FAX 045-210-8956

届出様式については届出先ごとに異なるので、(資料1) の2の届出先にお問い合わせください。

Q 1 2 法人が市外にある場合の届出先は。

法人が市外にあっても、子ども・子育て支援法で確認された施設の所在地で届出先が決まります。

- ・すべて横浜市内の場合は 横浜市
- ・すべて神奈川県内にある場合は 神奈川県知事
- ・神奈川県以外の都道府県にある場合は こども家庭庁長官

Q 1 3 法令遵守責任者の選任を利用者に周知する必要があるか。

内部管理の体制なので、必ずしも利用者に周知する必要はありません。ただし、保護者から開示の請求があれば、公表は必要です。

Q 1 4 届出は毎年行う必要があるか。

毎年行う必要はありません。届出事項に変更のあったときに変更届出書をご提出ください。

<変更の事例>

- ・届出先区分の変更が生じた場合 → 変更前・変更後双方の行政機関に届け出る
 - これまで横浜市内にのみ施設が所在していたが、新たに市外に施設を設置した場合
→届出先：横浜市と神奈川県
 - 横浜市と川崎市と東京都に施設が所在していたが、施設の閉所により横浜市と川崎市のみになった場合

→届出先：こども家庭庁長官と神奈川県

- ・届出事項に変更があった場合 → 当初届出を行った機関に届け出る

○法人の名称が変更になった場合

○法令遵守責任者が変更になった場合